

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画

(平成 19 年 8 月 27 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第 10 号)

### 1. 神奈川県後期高齢者医療事務の基本方針

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」をはじめとする関係法令の趣旨に則り、後期高齢者医療及び制度の効率的、安定的な処理運営を図るため、互いに協調・協力し合うとともに、県内市町村民のニーズが反映されるよう努力することをもって基本方針とします。

### 2. 後期高齢者医療制度の沿革・概要

急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続けています。医療費についても今後も増大が見込まれる中で、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、抜本的な医療制度の見直しが行われることとなりました。

平成 18 年 6 月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、全ての 75 歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度を平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施することとされました。

新たな医療制度は、世代間・保険者間の保険料負担の公平化及び制度運営に対する責任主体の明確化を図り、現役世代の負担が過重なものとならないよう、増大する高齢者の医療費の適正化を図るもので、従前の制度で、国民健康保険に入している方や被用者保険の被扶養者になっている方もこの制度に加入することとなりました。

後期高齢者の医療費については、医療機関等窓口での患者負担を除き、国、県及び市町村が負担する公費と現役世代からの支援金のほか、後期高齢者からの保険料も含め社会全体で支えあい運営される制度となります。

後期高齢者医療制度は、財政運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収は市町村が行います。なお、低所得者や被用者保険の被扶養者に対しては保険料の軽減措置をします。

また、広域連合の財政リスク軽減については、国、県が共同して責任を果たす仕組みとし、高額な医療費に対する支援や保険料未納等に対する財政安定化基金を設けます。

### 3. 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入している特別地方公共団体です。広域連合の運営に携わる職員は、基本的に県内市町村職員から派遣され、事務処理を行います。また、広域連合の事務処理に必要となる予算についても県内市町村の負担によって賄われます。

### 4. 後期高齢者医療制度における広域連合及び市町村業務

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付等に関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付に関する事務を行います。

主な業務内容は、別表のとおりです。

### 5. 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、平成19年度から平成23年度までの5か年とするほか、その後、5か年を単位として見直しを行います。ただし、神奈川県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

別表

広域連合の事務	市町村の事務
被保険者の資格管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"><li>・75歳以上の者の資格管理</li><li>・65～74歳の者の被保険者認定</li><li>・被保険者証の交付、回収</li><li>・短期証等の発行</li></ul>	保険料の徴収に関する事務 <ul style="list-style-type: none"><li>・保険料の徴収</li><li>・保険料等の納付</li></ul>
保険給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"><li>・現物給付等の審査、支払</li><li>・償還払い等の審査、支払</li><li>・葬祭費等の支給</li></ul>	被保険者証の交付の申請等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者証の交付の申請受付</li><li>・被保険者証の引渡し</li><li>・短期証等の引渡し</li></ul>
保険料の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"><li>・保険料率の決定</li><li>・保険料の賦課</li><li>・保険料の減免及び徴収の猶予</li></ul>	被保険者の便益の増進に寄与するもの <ul style="list-style-type: none"><li>・療養費、高額療養費及び移送費等の支給に係る申請の受付等</li><li>・保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等</li><li>・更新時の被保険者証等の引渡し</li><li>・特定疾病の認定等に係る証明書の引渡し</li><li>・被保険者証等の返還の受付</li></ul>
保健事業に関する事務	
その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 <ul style="list-style-type: none"><li>・特別会計の予算の執行管理</li><li>・都道府県知事への報告</li></ul>	